

「「消えた年金」に係る調査について(平成 20 年 4 月 17 日)」に対する回答

平成 20 年 4 月 25 日  
社 会 保 険 庁

- 年金記録問題については、できるだけ早く、お一人お一人の年金記録を確認し、正しく年金をお支払いできるようにすることが最も重要であり、そのためには、限られた時間の中で、人員・予算を効率的・効果的に配分し、作業を着実に進めていくことが必要である。
- 5000 万件の未統合記録については、昨年 7 月 5 日の政府・与党とりまとめに沿って、昨年 12 月から開始した、5000 万件の未統合記録と結び付く可能性のある方々への「ねんきん特別便」の発送を 3 月末までに予定どおり終えるなど、着実に取組を進めてきたところ。
- 今後は、
  - ① ・ 4 月から 5 月までにすべての年金受給者に、6 月から 10 月までにすべての現役加入者に、「ねんきん特別便」をお送りし、国民お一人お一人に記録をご確認いただく、  
・ これと並行して、残る記録の内容に応じた調査・照会等の対策を講じる  
ことにより、記録の解明・統合を粘り強く進めていくこととしている。
  - ② このほか、社会保険事務所の窓口や電話などでの相談についても、できるだけお待たせし  
ないできちんと相談が受けられる体制の整備を進めている。
  - ③ また、コンピュータの記録と紙台帳との突合せについては、作業の対象となる記録が 8 億 5  
千万件と膨大であることから、「厚生年金被保険者名簿」のサンプル調査の結果等を踏まえ、  
実現可能性のある実施方法を検討し、優先順位を付けて計画的に進めていくこととしている。
- 以上のように、できるだけ早く、正しく年金をお支払いすることを優先することの必要性を踏まえ、  
精査した結果、今回お求めの資料要求や調査については、別添のとおり対応させていただきたい。

## 「消えた年金」に係る調査について(平成20年4月17日)」に対する回答

事 項	回 答
＜未統合記録5000万件について＞	
① 未統合記録5000万件の項目別納付金額(別紙1の項目別)。(平成20年5月末まで)	<p>○ 納付保険料総額については、厚生年金保険であれば改めて標準報酬月額とそれに対応する当時の保険料率に基づき1人ずつの保険料額を算出する必要があり、国民年金についても同様に各月の保険料納付状況と当時の保険料額等に基づき1人ずつの保険料額を算出する必要がある。</p> <p>○ 現在のシステムは、そのような納付保険料額を算出できるシステムとなっていないことから、現時点で対応することは困難である。</p>
② 5000万件中、平成20年3月半ばまでで、440万件の記録が統合された。その納付保険料総額と受給額が増えた金額、減った金額の総計。(平成20年5月15日まで)	<p>○ 平成18年6月末から本年3月15日までの間に基礎年金番号に統合された約440万件の記録については、年金受給者の方からの申出により統合が行われただけでなく、被保険者の方からの申出により統合が行われたものも含まれている。また、裁定変更の申出は、基礎年金番号に未統合であった記録が統合されたことによるほか、納付記録の追加など様々な理由により行われており、裁定変更の申出がどのような理由に基づき行われたのかを把握する仕組みとなっていない。このため、おたずねの数値を把握することは困難である。</p>
③ 別紙1の記録の内容「3月までにねんきん特別便の送付対象となる記録」については統合が完了した件数と受給額が増えた金額、減った金額の総計。(平成20年5月末まで)	<p>○ なお、裁定変更の処理については、その申出から完了まで現在6ヶ月程度を要しているところであり、特別便をきっかけに裁定変更処理の申出をされた方については、現時点では裁定変更処理は完了していないと考えられる。</p> <p>○ 今後、記録が統合され、年金額が改定になる年金受給者については、事務処理を行った社会保険事務所から本庁へ、件数及び改定前後の年金額を報告させ、集計する。</p>
④ 扶養者の厚生年金が未統合であれば、被扶養者の年金加入期間に影響がでる。5000万件のうち、そのような事例は何例あるのか。また、5000万件中、第3号被保険者の記録は何件あるのか。(平成20年5月末まで)	<p>○ 本人の配偶者が第2号被保険者であれば自動的に第3号被保険者となるわけではなく、本人の記録に影響があった件数を把握するためには、個々の記録を一件一件調査する必要があり、対応することは困難である。</p> <p>○ また、5000万件の未統合記録中、第3号被保険者の期間を有する記録件数については、その数値の把握のため、3週間程度の調査期間が必要である。</p>

事 項	回 答
<p>&lt;紙台帳について&gt;</p>	
<p>⑤ 8.5億件以外の紙台帳をすべて探し出し分類の上、件数を示せ。(平成20年5月末まで)</p>	<p>○ 社会保険事務所や市町村に保管されている厚生年金保険や国民年金の紙記録やマイクロフィルム化されている記録については、既に件数等を取りまとめて公表しているところである(約8億5千万件)。</p> <p>○ これ以外に、セキュリティ倉庫に保管している磁気テープ化した紙の厚生年金被保険者台帳(いわゆる旧台帳)があるが、これについては、現在、年金記録問題作業委員会の専門家の方々からの意見も踏まえ、効率的な検索が可能となるよう見直しを行うことを検討しているところである。具体的には、旧台帳の年金手帳記号番号のデータベース化を行う方向で検討しており、これらの作業において、件数についても把握できるものと考えている。</p>
<p>⑥ 8.5億件に⑤で探し出した紙台帳を加えたものすべてに関して、検索可能な状態にあるかどうか、検索可能な場合は何をキーとしているのか調査せよ。(平成20年5月末まで)</p>	<p>○ セキュリティ倉庫に保管している磁気テープ化した紙の厚生年金保険被保険者台帳(いわゆる旧台帳)は、基本的に年金手帳記号番号を基に検索が可能であるが、全ての台帳の年金手帳記号番号が一連になっているわけではないため、検索するときに複数の保管箱を調査しなければならない場合もあるなど、必ずしも効率的な検索ができる状態になっていない。</p> <p>○ このため、現在、年金記録問題作業委員会の専門家の方々からの意見も踏まえ、効率的な検索が可能となるよう見直しを行うことを検討しているところである。具体的には旧台帳の年金手帳記号番号のデータベース化を行う方向で検討している。</p> <p>○ 国民年金被保険者台帳(特殊台帳)については、社会保険事務所に保管されており、基本的に年金手帳記号番号を基に検索が可能である。</p> <p>○ また、厚生年金保険被保険者名簿・原票についても同様に、社会保険事務所に保管されており、基本的に事業所整理記号番号、生年月日を基に検索が可能である。</p> <p>○ 市町村において保管している国民年金被保険者名簿については、各市町村により保管形態は異なるが、氏名、生年月日及び年金手帳記号番号等を基に市町村に照会を行うことにより検索が可能である。</p>

事 項	回 答
<p>⑦ 8.5億件に⑤で探し出した紙台帳を加えたものすべてを、平成22年1月の社会保険庁解体までの2年弱以内に、コンピューターデータと照合し、データを訂正する作業の工程表と経費の見積もりを示せ。(平成20年5月末まで)</p> <p>⑧ 実際に、社会保険庁解体までの2年弱以内に、8.5億件に⑤で探し出した紙台帳を加えたものすべてを、コンピューターデータと照合し、すべての間違いを抽出せよ。(データを訂正するための準備調査)(期限:⑦の工程表で示された期限まで)</p>	<p>○ コンピュータ記録と台帳等の記録との突合せについては、作業の対象となる記録が膨大であることから、実効性・効率性を考慮し、優先順位をつけて計画的に作業を進めていく必要がある。</p> <p>○ 具体的には、平成20年度においては、</p> <p>① 「国民年金特殊台帳の記録」の突合せを行い、</p> <p>② 市町村が保管する「国民年金被保険者名簿の記録」について、平成21年度以降の作業の具体的な実施方法の検討や準備作業を進め、</p> <p>③ 「厚生年金の被保険者名簿等の記録」について、サンプル調査の結果を分析することにより、平成21年度以降の作業の優先順位や効率的な実施方法の検討を行い、6月末頃を目途に具体的な作業設計案を策定した上で、平成21年度予算概算要求に反映させる といった取組を着実に進めることとしている。</p> <p>○ なお、突合せ作業の進捗状況については定期的に公表してまいりたい。</p>
<p>&lt;年金の時効消滅等について&gt;</p>	
<p>⑨ 平成19年度の5年超遡及裁定における時効消滅金額(別紙2の最新数字)(平成20年5月末まで)</p>	<p>○ 平成19年度の数値をとりまとめるには、数ヶ月の期間を要するものである。</p>
<p>⑩ ⑨と関連して、60歳から厚生年金を受給し、65歳から国民年金部分も受給できる方は、国民年金部分を受給するには、厚生年金を既に受給していても改めて65歳前に裁定請求書を社保庁に提出しなければならない。既に厚生年金を受給しているのだから、申請しなくても65歳から国民年金部分も受給できると思って、申請せずに国民年金部分を受給していない方が多数おられると考えられる。そのような方は、現時点で、何人いらっしゃるのか。調査せよ。(平成20年5月末まで)</p>	<p>○ 申請しなくても65歳から受給できると思って申請せずに受給していない方なのか、繰下げを希望して敢えて申請していない方なのかを区別して把握する仕組みとなっていない。このため、お尋ねの人数を把握することは困難である。</p>

事 項	回 答
<p>&lt;年金業務の不適正な処理等について&gt;</p>	
<p>⑪「消えた年金」問題に関連して、懲戒処分、嚴重注意処分等の対象となる職員が、何人存在するかの調査。(平成20年5月末まで)</p>	<p>○ 年金記録問題検証委員会報告書の指摘にもあるように、長い年月にわたる問題とプロセスの積み重ねによって今日の年金記録問題が生じたことを考えると、特定の時期に社会保険庁のそれぞれの職にあった特定の個人の責任を具体的に明らかにした上で処分することは困難。</p> <p>○ ただし、年金保険料の横領など、個別の不適正な事案が発覚した場合にあっては、それぞれの事案に応じて、法に基づき厳正な処分・対処を行っているところである。</p>
<p>⑫社会保険庁の不適切な処理や不正を、さかのぼることが出来るだけ、過去にさかのぼって、すべてを分類し、詳細を公表せよ。これまで公表された案件と、公表されていない案件を分けて、公表せよ。(平成20年5月末まで)</p>	<p>○ 可能な限り早い時期に、過去の国家公務員法に基づく懲戒処分事例の全例について、分類、整理等を行った上で公表することとしたい。</p> <p>○ 地方社会保険事務局及び社会保険事務所で発生した事務処理誤り及び業務上で発生した事件・事故については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成17年12月から全国統一的な本庁への報告・公表制度を導入。17年12月以降、地方社会保険事務局において相手方等から拒否がない場合等、原則として公表している。</li> <li>・ 分類する際には非公表のものを含めて行い、その件数については公表する。</li> <li>・ 分類については、18年度分については分類・分析作業を行っている最中であるが、17年度分及び19年度分については今後行うこととなるため時間を要する。</li> </ul>
<p>⑬平成9年1月の基礎年金番号付番号後に消えたり漏れたりした、年金記録(国民年金、厚生年金)をすべて調査して、原因を分析せよ。厚生年金の不適切な喪失処理や標準報酬月額改ざんも含む。(平成20年5月末まで)</p>	<p>○ 年金記録については、社会保険オンラインシステム、基礎年金番号の導入等により、記録の欠落や誤りの発生防止が図られているため、年金記録システム全体に関わる問題は生じないと考えられるが、事務処理の誤りがあれば記録の欠落や誤りが発生しうるものである。</p> <p>○ 第三者委員会であっせんされた事案については、既に国民年金の3件について調査・分析を実施済みであり、厚生年金の2件については引き続き調査中であるが、未統合記録の統合作業に最優先に取り組んでいる現状において、社会保険事務所で記録訂正した事案も含め、平成9年1月以降の期間の記録を訂正したすべての事案を調査し、原因を分析することは困難である。</p>

事 項	回 答
<p>⑭ 脱退手当金がコンピューター上で支給されているとしている案件で、脱退手当金を受け取った以前の厚生年金記録が一部でも残っている事例の総件数を出し、それぞれ不適切な処理がなかったか調査せよ。本来、脱退手当金を受け取れば、他社に勤めていても、それ以前の厚生年金記録がすべて消えていなければならない、一部残っていれば、それは間違った処理の可能性が高いと考える。(平成20年5月末まで)</p>	<p>○ 脱退手当金は、制度上、本人からの請求に基づいて支給されるものであり、オンラインシステムのなかった時代は、勤務した事業所を管轄する社会保険事務所ごとに別々に管理していたすべての加入期間を洗い出し、その期間を合算して支給することは、本人が正確にすべての勤務事業所を申し出ない限り困難であった。</p> <p>○ このため、脱退手当金が支給されている者の年金記録に、支給時以前の加入期間が算定基礎とされずに残っていたとしても、本人からの申し出がなかったとすれば、間違った処理とまでは言えず、また、これにより脱退手当金の支給をしたこと自体が否定され、本人が脱退手当金を受け取っていないことの証拠になるわけでもない。</p> <p>○ したがって、オンライン記録上、脱退手当金支給以前の記録が残っているケースを調査することの意味はなく、調査を実施することは考えていない。</p>
<p>⑮ 国民年金の不在者設定者の不適切な処理に関する全件調査。(平成20年5月末まで)</p>	<p>○ お尋ねの調査については、住民票の記載確認を行い、社会保険事務所の職員が個別に住所地を訪問することにより行うため、極めて時間と手間がかかる調査であることから、指定された期限までに作業を完了し、資料を提出することは困難である。</p> <p>○ 現在、社会保険事務所においては、年金記録問題への対応を最優先に取り組んでいることから、作業の完了時期をお答えすることは困難である。</p>
<p>⑯ 国民年金の不適正な資格喪失処理に関する全件調査。(平成20年5月末まで)</p>	<p>○ お尋ねの調査については、全国の社会保険事務局に対して調査した結果、宮城、東京、兵庫、鹿児島県の4社会保険事務局において、長期にわたって居所が不明であった被保険者を資格喪失させていた事案があったことを確認した。</p> <p>○ いずれの事案も資格喪失処理の対象者を記載した書類が保管されておらず、資格喪失処理された被保険者が真に居所不明者であったか確認することができないため、これ以上の調査は困難である。</p>
<p>⑰ 国民年金の不正さかのぼり納付の総件数と、そのうち、厚生労働省・社会保険庁等の親族・関係者は何人いるかの調査。(平成20年5月末まで)</p>	<p>○ お尋ねの調査については、時効期間後に納付されたものであるかどうか、途中、督促及び債務の承認等による時効中断がなかったかどうかを含め、関係書類の調査や職員から聞き取りを行うため、極めて時間と手間がかかる調査であることから、指定された期限までに作業を完了し、資料を提出することは困難である。</p> <p>○ 現在、社会保険事務所においては、年金記録問題への対応を最優先に取り組んでいることから、作業の完了時期をお答えすることは困難である。</p>
<p>⑱ 厚生年金の適用事業主の中で、本来は本人に返却すべき、元従業員の年金手帳や厚生年金基金加入員証を預かったままの事例をすべて調査せよ。本人不明の場合は、社保庁が本人を特定するための調査をせよ。また、納付記録に影響がないか調査せよ。</p>	<p>○ 全国のすべての適用事業所の事業主に対して、お尋ねの調査を実施することは、膨大な作業となることから考えていないが、適用事業所の事業主に対して、年金手帳の適正な取扱いを、算定基礎届の提出時に開催する説明会や事業所調査などあらゆる機会を捉え指導する中で、従業員を採用した際に従業員から提出のあった年金手帳や厚生年金基金加入員証を確実に返付することについても指導を徹底してまいりたい。</p>

事 項	回 答
<p>&lt;サンプル調査の実施要求&gt;</p>	
<p>① コンピューターに入力のある持ち主が確定している(基礎年金番号に統合されている)厚生年金・国民年金の納付記録2.5億件にも受給額が減ってしまう紙台帳からの入力ミスが発見されている。この2.5億件をサンプル調査して、紙台帳や本人まで当たって入力ミス率を割り出すとともに、紙台帳が廃棄されて全く存在していない比率も明らかにすること。</p>	<p>○ 基礎年金番号で管理している記録については、「ねんきん特別便」をお送りし、お一人お一人に記録を確認していただくことを通じて、必要な場合に記録の訂正等を行っていくこととしており、これにより、サンプル調査を行うまでもなく、記録を正しいものとしていく取組に着手することとしている。</p> <p>○ さらに、昭和59年以降の記録は順次オンライン化しコンピュータに直接入力するようになったが、それ以前の記録については、台帳等が保管されていることから「コンピュータの記録と台帳等の突合せ」を実効性・効率性に配慮し、計画的に進めることにより、台帳等の記録と基礎年金番号で管理している記録が一致していない場合があったとしてもその補正が図られることとなる。</p> <p>○ したがって、サンプル調査については、実施することは考えていない。</p>
<p>② 政府は5000万件のうち、「今後新たな給付に結びつかない記録」として、          ・「死亡一時金を受給している記録」60万件          ・「脱退手当金の受給等した記録」、「既に給付等に反映していると考えられる記録」、「納付期間のない記録」588万件の計640万件としている。しかし、本当に新たな給付に結びつかないのか、入力ミスは無かったのか、それぞれサンプル調査をして紙台帳や本人・遺族まで当たって調査をすること。</p>	<p>○ ご指摘の記録については、死亡一時金や脱退手当金等を受給済みの旨が記載されていることから、今後新たな給付に結びつくことは基本的にないと考えている。</p> <p>○ また、本年4月以降、すべての年金受給者と現役加入者に「ねんきん特別便」をお送りし、国民お一人お一人に記録を確認していただくことを通じて、必要な場合に記録の訂正等を行っていくこととしており、これにより、記録を正しいものとしていく取組に着手することとしている。</p> <p>○ さらに、昭和59年以降の記録は順次オンライン化しコンピュータに直接入力するようになったが、それ以前の記録については、紙台帳が保管されていることから、「コンピュータの記録と台帳等の突合せ」を実効性・効率性に配慮し、計画的に進めることにより、紙台帳の記録と基礎年金番号で管理している記録が一致していない場合があったとしても、その補正が図られることとなると考えている。</p> <p>○ したがって、サンプル調査については、実施することは考えていない。</p>

事 項	回 答
<p>③ 政府は5000万件のうち、「今後新たな給付に結びつくことは皆無ではないが、可能性は低い記録」として、          ・「死亡の届け出がされている記録」194万件          ・「死亡の届け出がされている記録」又は「死亡一時金を受給している記録」と同一人の可能性が高い記録及び「国内最高齢超の記録」147万件          の計341万件としている。          しかし、政府は、結びつく可能性がある記録があっても、死亡者であれば、その遺族にも「ねんきん特別便」は送らない方針である。上記の記録が、どれだけ、受給金額減につながっているのか、それぞれサンプル調査を実施すること。</p>	<p>○ 「死亡の届出がされている記録」等については、死亡の届出時に、市町村の窓口等において遺族年金や未支給年金の手続きの案内を行っていることから、今後とも新たな給付に結びつく可能性は低いと考えられる。</p> <p>○ しかしながら、遺族年金等の受給資格を持つ遺族が当時請求しなかった可能性も皆無ではないため、公示等により遺族年金等を受給できる方の申出を受けるなどの対応を検討することとしている。</p> <p>○ したがって、サンプル調査については、実施することは考えていない。</p> <p>○ なお、結びつく可能性がある記録が死亡者に結びつく場合には、遺族の方に「ねんきん特別便」をお送りすることとしている。</p>
<p>④ 厚生年金の標準報酬月額変更や喪失処理がさかのぼってなされたもののサンプル調査を実施し、紙台帳や会社・従業員に当たって改ざんの率を明らかにすること。          特に、標準報酬月額が最高から最低に変更されたものはすべてを紙台帳や会社・従業員に当たって改ざんが無いか調査すること。</p>	<p>○ 御指摘のサンプル調査を実施するためには、膨大なオンライン記録から事案等を抽出し、個々に適正な処理が行われていたかどうかを確認することが必要である。          ※標準報酬月額に係る届出書の1年間の処理件数は、年間約4,000万件</p> <p>○ オンライン記録からの事案の抽出については、システム開発やオンライン記録抽出のためのコンピュータを使用した作業、目視による確認などの手作業が必要となり、膨大な作業となる。さらに、オンライン記録から抽出した後においても、個々の事案ごとに正しい処理であったかどうかを確認する必要があるが、現在実施しているあっせん事案に関する調査での経験を踏まえると、関係資料の保存期限が経過しており広範囲の関係職員からの聴取が必要となること、事業主からの協力を得にくいこと等から、膨大な作業を行うこととなるため、現在取り組んでいる年金の未統合記録に係る作業のスケジュールや作業量も踏まえ、慎重に検討することが必要である。</p> <p>○ 厚生年金の標準報酬月額変更や被保険者資格の喪失処理が遡って行われた事案については、第三者委員会において「社会保険事務所の処理に合理的な理由がない」と判断された19件、事業主の具体的な証言がある1件について、調査を実施している。</p> <p>○ また、第三者委員会への申立事案のうち記録訂正を遡って行っている事案の調査を行うこととする。</p> <p>○ なお、標準報酬月額に関する記録は、ご本人に確認していただくことが重要と考えており、政府広報等により、社会保険事務所や「ねんきん特別便専用ダイヤル」・インターネットで、標準報酬月額を確認可能であることをお知らせするとともに、平成21年4月から実施する「ねんきん定期便」においては、現役加入者の方々に、一定期間は標準報酬月額等をお知らせすることとしている。</p>



事 項	回 答
<p>⑤ 社会保険庁のセキュリティー倉庫(ワンビシアーカブス、埼玉県小川町)に保管されている厚生年金の旧台帳1365万件はコンピューターに入力されていることになっている。本当に入力されているのかサンプル調査を実施すること。同倉庫にある別人台帳26万件、事故台帳7万件のサンプル調査も合わせて実施すること。</p>	<p>○ 今後、コンピュータ記録と厚生年金保険の被保険者名簿・原票との計画的な突合せについて、現在実施しているサンプル調査の結果を踏まえ、作業の優先順位や効率的な実施方法の検討などを行うこととしているが、厚生年金保険の被保険者名簿・原票は旧台帳の元となった記録であることから、ご指摘の点についてもこうした取組を進めていく中で対応していくことができるものと考えている。</p> <p>○ 別人台帳及び事故台帳については、マイクロフィルム化されたいわゆる「1430万件」の記録の一部として、今後、コンピュータ記録との突合せによって記録が結び付く可能性のある方々の加入期間の入力を行った上で、期間重複チェックを行い、本年5月までを目途に、記録が結び付くと思われる方へその旨を通知することとしている。</p>
<p>⑥ 社会保険庁は、平成10年度から平成18年度まで、未統合記録の郵便による照会作業をして、統合への取り組みをしている。社保庁によれば、この作業で927万人に宙に浮いた記録が統合できたとしている。この927万件についてサンプル調査をして、本当に当時統合されたのか検証すること。</p>	<p>○ 927万件は、平成10年度から平成18年度末までに基礎年金番号に年金手帳記号番号を統合した数を集計したものであり、サンプル調査の必要はないものと考えている。</p>